

早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽への設置替えをする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、次のアからウまでのいずれにも該当するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ放流水質のBODが 20mg/l （日間平均値）以下の機能を有するものであること。
 - イ 国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。
 - ウ 浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（令和3年12月20日付け環循適発第2112205号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知）に規定する要件に該当するものであること。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 転換 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (4) 撤去 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を完全に除去することをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、早月川西部地区（栗山、大窪及び大掛の一部地域）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定

する補助対象地域内において、転換を行う事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 専用住宅又は店舗併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅において合併処理浄化槽を設置する者

(2) 自治公民館において合併処理浄化槽を設置する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 補助金の交付の決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した者

(3) 補助事業の年度内に合併処理浄化槽を設置することができない者

(4) 住宅を借りている者で、貸借人の承諾が得られない者

(5) 販売目的で、合併処理浄化槽付建築物を建築する者

(6) 市税等を滞納している者(以下「滞納者」という。)又は滞納者と同一世帯に属する者

(7) 前条に規定する補助事業について、他の制度による補助を受けている者

(補助金額)

第6条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、別表に定める額を限度額とする。

2 合併処理浄化槽を転換により設置する場合において、配管工事(し尿及び生活排水を合併処理浄化槽に流入させるための管及び弁の設置工事並びに合併処理浄化槽から排水先までの放流管の設置工事)を行ったときは、前項の補助金の額に330,000円を加算する。ただし、当該配管工事に要した費用に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)が330,000円を超えない場合は、当該額を加算する。

3 既存単独処理浄化槽の撤去を行う場合は、第1項の補助金の額に150,000円を加算する。ただし、既存単独処理浄化槽の撤去に要した費用に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)が150,000円を超えない場合は、当該額を加算する。

4 くみ取便槽の撤去を行う場合は、第1項の補助金の額に120,000円を加算する。

ただし、くみ取便槽の撤去に要した費用に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が120,000円を超えない場合は、当該額を加算する。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の分かる図面及び排水経路図
- (3) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の現況写真
- (4) 見積書の写し及び工事費等内訳書
- (5) 計画配管図及び既設配管図（配管工事にかかる補助金を希望する場合に限る。）
- (6) 賃貸人の承諾書（住宅を借りている場合に限る。）
- (7) 市税等に滞納がないことの証明書（職員による申請者の納税状況の確認に同意しない場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画の変更等を承認したときは、当該補助事業者に対して早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後40日以内又は当該年度の3月10日までのいずれか早い期日までに、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書の写し及び領収書の写し
- (2) 浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) 浄化槽法定検査（法第7条及び第11条の規定によるもの）依頼書の写し
- (4) 合併処理浄化槽設置工事の写真
- (5) 配管工事に係る請求書の写し、領収書の写し、工事写真及び配管竣工図（配管工事にかかる補助金を希望する場合に限る。）
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に係る請求書の写し、領収書の写し、工事写真及び産業廃棄物管理票又はそれに代わる書類の写し（既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去にかかる補助金を希望する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、早月川西部地区合併処理浄化槽整備促進事業補助金交付請求書（様式第8号）をもって市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに同項に規定する者に対し、当該補助金を交付するものとする。
（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(現地の確認)

第 15 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助事業の施工状況を施工現場において、確認するものとする。

(維持管理報告)

第 16 条 市長は、補助事業により設置された合併処理浄化槽について設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助事業者に報告を求めることができる。

(細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 3 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

人槽区分	補助限度額
5 人槽	1,038,000 円
6 人槽及び 7 人槽	1,188,000 円
8 人槽から 10 人槽まで	1,668,000 円
11 人槽以上	2,191,000 円